

(別添1) パブリックコメントを踏まえた修正箇所

パブリックコメントを踏まえた修正後 (抜粋)	パブリックコメント開始時 (抜粋)
はじめに 本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき<u>基本的</u>事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり・・・ 第1章 指針の位置付け及び適用範囲 1-1 本指針の位置づけ プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき<u>基本的</u>事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり・・・ (解説) 本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき<u>基本的</u>事項を示したものである。 ※設置管理者 ・プールの所有者（所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの）をいい、通常の<u>地方公共団体</u>への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。 1-2 本指針の適用範囲(対象とするプール) 本指針は、遊泳利用に供することを目的とし	はじめに 本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき項等について関係する省庁が統一的に示したものであり・・・ 第1章 指針の位置付け及び適用範囲 1-1 本指針の位置づけ プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり・・・ (解説) 本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき事項を示したものである。 ※設置管理者 ・プールの所有者（所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの）をいい、通常の<u>保健所</u>への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。 1-2 本指針の適用範囲(対象とするプール) 本指針は、遊泳利用に供することを目的とし

て新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

(解説)

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的としてて新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてののプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。(ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。)なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としていないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

(解説)

(1)救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細

たプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内に設置されたプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

(解説)

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的としたプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設として設置されたプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。なお、これらのプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

(解説)

(1)救命具

- ・プールサイド等に救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。

<u>動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。</u> (4)救護室、医務室 （「(1)救命具」へ移動） (6)看板・標識類 ・排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、<u>プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。</u> 2－2 排(環)水口 （解説） (2)二重構造の安全対策 ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができること）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は<u>必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。</u> (3)仕様、工法への配慮 ・蓋等の<u>穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。</u> ・なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、<u>蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。</u>	(4)救護室、医務室 なお、AED（自動体外式除細動器）についても配備することが望ましい。 (6)看板・標識類 ・排(環)水口部を示す標識、排（環）水口に触れることや飛び込むこと等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。 2－2 排(環)水口 （解説） (2)二重構造の安全対策 ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができること）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設<u>を除く。</u> (3)仕様、工法への配慮 ・蓋等の<u>空隙は、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。</u> ・なお、吐出口についても、ポンプ停止時に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、<u>吸い込みを防ぐための防護措置を適切に講じることが必要である。</u>
--	--

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-2 管理体制の整備

(解説)

- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。

●管理責任者

(略)

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要があるあり、これらに関する資格を取得していることが望ましい。

●衛生管理者

(略)

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とすることが望ましい。

●監視員

(略)

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とすることが望ましい。

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-2 管理体制の整備

(解説)

- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合う等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。

●管理責任者

(略)

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する講習会等を受講した者とすることが必要である。

●衛生管理者

(略)

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する講習会等を受講した者とすることが望ましい。

●監視員

(略)

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する講習会等を受講した者とすることが望ましい。

●救護員 (略) 選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。<u>なお、救急救護に関する資格を取得した者とすることが望ましい。</u> 3－3 プール使用期間前後の点検 特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の<u>取り付け口</u>に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。 (解説) ・使用期間前の排(環)水口の点検は、 (略) 配管の<u>取り付け口</u>に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。 ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備<u>及び必要な工具</u>を用意しておくことが望ましい。 3－7 利用者への情報提供 (解説) <u>使用期間前の点検チェックシート</u>、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示し、利用者に伝えることが望ましい。	●救護員 (略) 選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。 3－3 プール使用期間前後の点検 特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。 (解説) ・使用期間前の排(環)水口の点検は、 (略) 配管口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。 ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備を用意しておくことが望ましい。 3－7 利用者への情報提供 (解説) 毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示し、利用者に伝えることが望ましい。
---	---

参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例 (分散吸入口にネジ・ボルトを図示) 参考-2 吸い込み防止金具の一例 (写真の例を修正) 参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例 <u>体育主任</u>・養護教諭 参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例 点検項目、点検内容のうち、「給水口」、「吸排水口」を「<u>排(環)水口</u>」に統一。 参考-7 点検結果揭示の一例 「管理運営関係」の点検項目、点検結果に以下を追加。 (点検項目) <u>監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか</u> (点検結果) <u>(例)</u> <u>十分指導を行っている</u> <u>など</u>	参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例 参考-2 吸い込み防止金具の一例 参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例 <u>体育主事</u>・養護教諭 参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例 「給水口」、「吸排水口」 参考-7 点検結果揭示の一例 記載無し
---	---